

平成 2 7 年

第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	2
3	欠席議員	3
4	説明のため出席した者	3
5	議会事務局職員	3
6	開会	4
7	日程第1 仮議席の指定	5
8	日程第2 議長選挙	5
9	日程第3 議席の指定	7
10	日程第4 会議録署名議員の指名	7
11	日程第5 会期決定の件	7
12	日程第6 副議長選挙	8
13	日程第7 議案審議	9
14	議第14号	9
15	提案理由の説明	9
16	採決	9
17	議第15号	10
18	提案理由の説明	10
19	質疑、採決	10
20	議第16号	15
21	提案理由の説明	15
22	採決	16
23	議第17号	16
24	提案理由の説明	16
25	質疑、採決	17
26	閉会	21

会 議 日 程

平成 2 7 年 7 月 2 8 日（火曜日） 午後 1 時 2 0 分開会

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長選挙
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期決定の件
- 第 6 副議長選挙
- 第 7 議案審議

議第 1 4 号 熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について

議第 1 5 号 専決処分の報告及び承認について

（熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議第 1 6 号 専決処分の報告及び承認について

（平成 2 6 年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号））

議第 1 7 号 専決処分の報告及び承認について

（熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

○

出席議員（29名）

1 番	満 永 寿 博
3 番	橋 本 幸 一
4 番	田 中 哲
5 番	山 下 慶一郎
6 番	西 田 弘 志
7 番	作 本 幸 男
8 番	前 田 正 治
9 番	中 村 五 木
10 番	中 嶋 憲 正
11 番	森 清 孝
12 番	元 松 茂 樹
13 番	田 中 勝 毅
14 番	河 野 一 郎
15 番	佐 藤 義 興
16 番	荒 木 義 行

17 番	中 川 政 司
18 番	松 尾 純 久
19 番	佐 藤 安 彦
20 番	荒 木 俊 彦
22 番	荒 牧 俊 一
23 番	坂 梨 公 介
24 番	工 藤 秀 一
25 番	中 村 一喜男
26 番	藤 本 一 臣
27 番	竹 崎 一 成
28 番	森 本 完 一
30 番	友 田 政 春
31 番	西 村 久 徳
32 番	内 山 慶 治

○

欠席議員（３名）

2 番	中 村 博 生
21 番	草 村 大 成
29 番	松 本 照 彦

○

説明のため出席した者

広 域 連 合 長	大 西 一 史
副 広 域 連 合 長	荒 木 泰 臣
事 務 局 長	吉 永 和 博
総 務 課 長	福 田 敏 則
事 業 課 長	中 元 博 文

○

議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	鶴 田 洋 明
書 記	堀 満
書 記	藤 本 祐 輔

○

○鶴田洋明 議会事務局長

それでは、引き続きこのまま平成２７年第１回臨時会を開催いたします。

まずは、本日の臨時会に先立ちまして、御説明を申し上げます。

本臨時会につきましては、松尾純久副議長が本年４月２９日で当議会議員の任期を満了され、三島良之議長が、同年４月３０日付で当議会議員の任期を満了されたことにより、議長、副議長の両職が不在の議会でございます。

そのため、議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員の中で、西村久徳議員が年長の議員でございますので、臨時議長の職務をお願いいたします。

西村議員、議長席をお願いいたします。

○
(西村久徳臨時議長 登壇)

○西村久徳 臨時議長

皆さん、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました西村久徳でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を務めさせていただきます。

議員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○
午後1時20分開会

○西村久徳 臨時議長

ただいまの出席議員は29名でございます。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでありますのでよろしくお願い申し上げます。

開会に先立ち、大西連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。大西連合長。

○
(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

熊本県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成27年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は、新しい議長、副議長の選任をお願いするため、緊急にお集まりいただくことになりましたが、この他、御提案いたしました議案として、「熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意」、「専決処分の報告及び承認」3件の御審議をお願いするものでございます。

提案の趣旨及び内容につきましては、後ほど御説明申し上げたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、現在の後期高齢者医療制度を含む国の社会保障制度の状況は、医療保険制度改革を軸として、国民健康保険の財政運営主体を都道府県に移管することなどを柱とした国民健康保険法の改正案が、平成27年5月に可決をされました。

これは、昭和36年の国民皆保険成立以降、最大の改革とされており、国は国民健康保険制

度を、都道府県を中心にした体制に大きく舵を切り、急速に進む少子高齢化のもとでの安定的な運営を目指すとしております。

その中で、後期高齢者医療制度につきましては、低所得者等に対する保険料の軽減特例措置を段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻すとしております。

そのため、全国後期高齢者医療広域連合協議会において、低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、その生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合は、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講ずることなどを盛り込んだ厚生労働大臣宛ての要望書を去る6月10日に厚生労働副大臣に提出したところです。

本広域連合といたしましても、将来にわたり、高齢者の方々が安心して医療を受けることができ、生き生きと自立した高齢期を送れるよう、制度の安定と改善に向け、今後も他県の広域連合と連携して国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、引き続き、県下の45市町村及び県と連携し、医療保険制度の円滑な運営が図られるよう努めてまいりますので、議員の皆様より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

(大西一史広域連合長 着席)

○

第1 仮議席の指定

○西村久徳 臨時議長

これより、日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

○

第2 議長の選挙

○西村久徳 臨時議長

次に、日程第2、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○西村久徳 臨時議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては指名推選により行うことに決定をいたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長を務めております私から指名させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○西村久徳 臨時議長

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に満永寿博議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名をいたしました満永寿博議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○西村久徳 臨時議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました満永寿博議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

会議規則第32条の第2項の規定により当選されましたことを告知いたします。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました満永寿博議員が議場におられます。満永議長に御挨拶をお願いいたします。

_____ ○ _____
(満永寿博議長 登壇)

○満永寿博 議長

皆さん、こんにちは。ただいま議長に御選任いただきました熊本市議会議長の満永寿博でございます。

議長の要職に御選任いただきましたことは、誠に光栄でありますとともに、国の社会保障制度改革や、後期高齢者医療制度を取り巻く現状や課題を考えますと、その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

先ほど、大西連合会長の御挨拶にもありましたとおり、低所得者に対する保険料の軽減特例措置については、年金生活の高齢者にとっては、その生活に大きな影響を与えるものでありますから、急激な保険料の上昇にならないような、きめ細かな配慮を講ずるよう国に対して働きかけていくことが重要であると考えております。

本議会といたしましても、被保険者である高齢者の皆様の負託に応えられるよう、その使命を十分果たしていく責任があると認識したところであります。

今後、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、議員の皆様方におかれましては、何とぞ御指導と御鞭撻を承りますよう心からお願いを申し上げまして、議長の就任の御挨拶いたします。

よろしく申し上げます。お世話になります。(拍手)

_____ ○ _____
(満永寿博議長 着席)

○西村久徳 臨時議長

それでは、これで私の職務を終了いたしましたので、議長を交代させていただきます。

満永議長、議長席にお着きいただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

(拍手)

(西村久徳臨時議長 議長席を降りる)

○

○満永寿博 議長

それでは、議事を進行いたします。

この際、諸般の報告を申し上げます。

岡本泰章議員から平成27年4月30日付で辞職願が提出され、これを許可しましたので、会議規則第84条の規定によりまして、御報告を申し上げます。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による現金出納検査結果報告及び同法第199条第9項の規定による平成26年度定期監査結果報告がありましたので、お手元に配付し、議会に対する報告といたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

第3 議席の指定

○満永寿博 議長

これより、日程第3、「議席の指定」を行います。

補欠議員の議席の指定は、会議規則第4条第2項の規定により、議長が定めることとなっております。お手元に配付してあります議会議席表のとおり指定いたします。

○

第4 会議録署名議員の指名

○満永寿博 議長

次に、日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により議長が指名するようになっております。

3番、橋本幸一議員、14番、河野一郎議員を指名いたします。

○

第5 会期決定

○満永寿博 議長

次に、日程第5、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○満永寿博 議長

異議なしということですので、それを認めます。よって、会期は本日1日限りに決定

いたしました。

○

第6 副議長の選挙

○満永寿博 議長

次に、日程第6、「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○満永寿博 議長

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては指名推選により行うことに決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長を務めております私から指名させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○満永寿博 議長

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に松尾純久議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました松尾純久議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○満永寿博 議長

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました松尾純久議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により副議長に当選されたことを告知いたします。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました松尾純久議員が議場におられます。松尾副議長に御挨拶をお願いします。

○

(松尾純久副議長 登壇)

○松尾純久 副議長

改めまして、皆さん、こんにちは。

ただいま、本連合会議会の副議長に御選任をいただきました玉東町議会議長の松尾純久と申します。

今後は、満永議長始め、皆様方の御指導をいただき、副議長の職を務めさせていただきたい
と思います。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

（松尾純久副議長 着席）

_____ ○ _____

第 7 議案審議

○満永寿博 議長

これより日程第 7、「議案審議」を行います。

議第 1 4 号「熊本県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任同意について」を議題といたし
ます。

本件について提案理由を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

（大西一史広域連合長 登壇）

○大西一史 広域連合長

議第 1 4 号について御説明をいたします。

本件は、識見を有する者の中から選任される監査委員宮田政道氏の退職に伴い、熊本県後期
高齢者医療広域連合規約第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、新たに北川正氏を選任するものであ
ります。

北川氏は、昭和 2 1 年生まれで、熊本大学法学部を卒業後、昭和 4 4 年熊本県に入庁、熊本
県総務部長の要職を務められ、退職後は平成 1 8 年 6 月から平成 2 1 年 6 月まで熊本県信用保
証協会会長に就任、平成 2 2 年 8 月から平成 2 6 年 7 月まで熊本県人事委員会委員長に就任さ
れていらっしゃいました。

北川氏は、人格が高潔であり、地方行政に理解が深く、本広域連合の財務管理、事業の経営
管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を求められる監査委員として適任であると考え、
選任同意をお願いする次第であります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

（大西一史広域連合長 着席）

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより議第 1 4 号を採
決いたします。

議第 1 4 号については、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○満永寿博 議長

御異議なしと認めます。よって、議第14号は、原案どおり同意することに決定されました。

次に、議第15号「専決処分の報告及び承認について、熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第15号について御説明をいたします。

御説明いたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、「本広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、専決処分により定めしたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、広域連合議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

改正理由といたしましては、熊本市の非常勤職員の報酬及び通勤費用相当額の改定を踏まえ、本広域連合の条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

これより議第15号について質疑に入ります。

質疑の通告があつておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は5分以内でありますので、さよう御承知願います。

_____ ○ _____

○前田正治 議員

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

前田正治議員。

○
(前田正治議員 登壇)

○前田正治 議員

皆さん、こんにちは。

玉名市議会から来ました日本共産党の前田正治です。通告に沿って質疑をいたします。

議第15号専決処分の報告及び承認について、熊本県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

まず、4点質問します。

1、事務嘱託員と保健師嘱託員の人数。職員に対して、その割合はそれぞれ何%になっているか。そして、その割合は広域連合発足以来増加しているのか減少しているのか、あるいは横ばいなのか、お知らせ願います。

2つ目に、報酬と通勤費用相当額の費用弁償は、何を根拠として改正するのか。法的根拠及び増額の根拠をお知らせください。

3つ目、非常勤職員の通勤費用相当額の費用弁償は、常勤職員の通勤手当と比べて、その水準はどの程度にあるのか。

4つ目、非常勤職員の労働条件は、他県、熊本県、熊本市、その他県内の市町村と比較してどの水準にあるのか。報酬、通勤費用相当額の費用弁償、有給休暇、保険などについてお知らせいただきたいと思います。

(前田正治議員 着席)

○吉永和博 事務局長

議長。

○満永寿博 議長

吉永事務局長。

(吉永和博事務局長 登壇)

○吉永和博 事務局長

嘱託職員に関する4点の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の人数に関する質問についてでございますが、現在、本広域連合の嘱託員は事務嘱託員1名と今年度から新たに雇用しております保健師嘱託員1名の合計2名でございます。

割合につきましては、常勤職員と嘱託職員を合わせた総人数に対し約6%となっております。

過去の人数と割合につきましては、広域連合の発足の平成20年度と翌年度の21年度は4名で、その割合は約11%、平成22年度は3名で、その割合は約9%、平成23年から26年までは1名で、約3%となっております。

2点目の報酬と通勤手当に関する質問でございますが、報酬と通勤手当費用相当額の費用弁償の根拠につきましては、平成26年の総務省からの通知「臨時・非常勤及び任期付職員の任用について」に基づき整備したものでございます。

報酬につきましては、雇用当時から、熊本市内に事務所を有し、類似する国民健康保険業務にも従事しておることから、熊本市非常勤職員の報酬と通勤費用相当額を参考に、金額を決定したところでございます。

次に、3点目の通勤費用額と非常勤職員の通勤手当の比較についてでございますが、非常勤職員につきましては日額となっておりますので、月20日勤務した額とし、居住地の交通機関の利便性も異なることから、二輪・四輪で通勤した場合として比較をいたしました。

まず、「2キロメートル未満」は非常勤職員・常勤職員ともに支給対象外であり、相違はございません。

「2キロ以上5キロ未満」の区分におきましては、非常勤職員が3,400円、常勤職員が2,000円で、非常勤職員の方が1,400円上回っております。

「5キロ以上10キロ未満」の区分においては、非常勤職員3,600円、常勤職員5,500円で、常勤職員が1,900円上回っております。

「10キロ以上」の区分においては、常勤職員の方が上回っておりますが、非常勤職員の公募に際しては、勤務地を考慮し、近距離にお住まいの方の応募が多い状況でございます。

4点目の労働条件に関する他との比較でございます。

職種、業務内容、勤務条件等がいずれも異なることから、一概に比較することはできませんが、全体的に見ますと、若干の差異はあるものの、概ね平均的な状況にあるものと思っております。

(吉永和博事務局長 着席)

○前田正治 議員

議長。

○満永寿博 議長

前田正治議員。

(前田正治議員 登壇)

○前田正治 議員

若干、再質問をいたします。

非常勤職員の採用につきましては、地方公務員法に基づく制度的な位置づけは臨時的・補助的な仕事、または特定の学識経験を必要とする職務に任期を限って任用するものとされております。

今、お示しいただいた非常勤の職員の割合は、広域連合発足以来、決して増えてはいないようでありますので、安心はしました。

ところで、非常勤職員の業務内容として臨時的・補助的な仕事でなくて、本来は常勤職員が行うような日常的な仕事を行っている、担っているような、そういう実態はないのかと。

中には、病気や出産などで臨時的に非常勤を入れる、そういったことも発生することでありましょう。しかしながら、日常的な業務を非常勤職員が取って代われば、経験の積み重ね、専

そして、保健師嘱託員につきましては、あくまでそういった補助的な部分について、また専門的な部分についての業務をお願いしている内容でございます。

以上でございます。

○前田正治 議員

前向きに。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

時間です。

_____ ○ _____

○前田正治 議員

前向きに受けとめましたので、よろしくお願いします。

(前田正治議員 着席)

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

以上で通告による質疑は終了いたしました。

討論の通告はございませんので、これより議第15号について採決をいたします。この採決は起立によって行います。議第15号について原案どおり承認することに賛成の意見の御起立をお願いします。

(起立者多数)

○満永寿博 議長

起立多数。よって、議第15号は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議第16号「専決処分の報告及び承認について、平成26年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

本件について提案理由を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第16号について御説明いたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年度の後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）について、専決処分により定めましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、広域連合議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

今回の補正予算は、平成26年度の療養給付費等の財源である国・県支出金、支払基金交付金の交付決定及び決算見込み額に基づき、歳入歳出予算を補正するものであります。

既定の歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ69億3,658万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,824億8,056万4,000円とするものであります。

御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより議第16号を採決いたします。議第16号については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○満永寿博 議長

御異議なしと認めます。よって、議第16号について原案どおり同意することに決定されました。

次に、議第17号「専決処分の報告及び承認について、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本件について提案理由を求めます。

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

議第17号について御説明いたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、「広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」につきまして、専決処分により定めましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、広域連合議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

今回の改正は、国が後期高齢者医療制度における保険料負担の適正化を図るため、経済動向等を踏まえ、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」について所要の改正に伴うものであります。

内容につきましては、被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を、当該軽減を受けている世帯が、引き続き軽減を受けられるよう改正したものであります。

御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

1 点目の後期高齢者医療の保険料につきましては、低所得者に対する保険料の負担を軽減す

るため、世帯主及び世帯に属する被保険者の、所得の合計額が一定以下の場合に、保険料のうち、被保険者均等割に係る部分につきまして、その額の9割、8.5割、5割または2割を軽減する措置が講じられているところでございます。

今回の一部改正につきましては、国において、保険料軽減措置の5割及び2割軽減に関する所得判定基準が、消費者物価の伸びや経済動向を踏まえての見直しが実施されたことにより、改正するものでございます。

2点目の、この見直しに伴う財源につきましては、拡大分も含めまして、これまでどおり、県が4分の3及び市町村が4分の1を負担する保険基盤安定負担金で補填を行うこととされております。

3点目の軽減拡大による試算についてのお尋ねでございますが、今回の改正によりまして、平成27年度確定賦課時点での試算につきましては、5割軽減対象者について779世帯、1,313名、軽減額は1,896万円。2割軽減対象者については1,232世帯、1,957名、軽減額は1,879万円。合計の2,011世帯、3,274名、軽減額は3,775万円でございます。以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

○ 荒木俊彦 議員

議長。

○ 満永寿博 議長

荒木俊彦議員。

○ 荒木俊彦 議員

財源等試算による被保険者の影響については承知をいたしました。が、そもそもの理由ということで、国の法律改正によって軽減枠を拡大をしたから、国が決めたから、それに倣ってやっただけということなのか、そこをちょっと確認をしたいと思います。

それから、要するに、低所得者の人達の生活実態を考えた上で軽減枠が拡大をされたということでもありますならば、例えば9割軽減、8.5割軽減、こういう人達のところも軽減を拡大して当然ではなかろうかと。とりわけ9割軽減というのは、公的年金が年間で80万円以下です。

ここにおられる方は、ほとんど関係ないかと思いますが、私の母親は1カ月の年金は4万円に満たないんです。ですから、この9割軽減に該当します。年間では、4,800円ほどの保険料、たった4,800円と皆さんお考えかもしれませんが、当然月額4万円に満たなければ、生活保護の対象になるでしょう、本来は。しかし、そういう人達からの1割の保険料が取り立てられているというのが実態なんです。

だから、低所得者の人達の生活を考えて軽減を拡大をするということであれば、この広域連合独自で、併せて本当に大変な人達のところの生活実態を自らの頭で考えて、自らの力で分析

をして、そういう人達に本当に有効な軽減策を考えるべきではないかということであります。

この点について、連合長の答弁をお願いいたします。

(荒木俊彦議員 着席)

_____ ○ _____

○大西一史 広域連合長

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

大西連合長。

_____ ○ _____

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

保険料の軽減ということでございます。

特に、低所得者の方への軽減ということですが、今回の改正につきましては、先ほども答弁申し上げましたとおり保険料軽減措置の5割及び2割軽減に関する所得判定基準が消費者物価の伸びや経済動向を踏まえての見直しが実施されたことよりの改正ということでございます。

また、重複して適用を受けている方もおられますので、延べ数ということになりますが、平成27年度確定賦課時点では約18万3,000人程度が影響を受け、額としましては特例措置の合計で約18億4,300万円の影響が本県において見込まれているところでございます。

今後も、こうした低所得者の生活実態にきちんと即した形での、できるだけの軽減措置というものは必要だというふうに考えておりますが、当然のことながら、そういった全体のバランス、そしてこの保険の制度というものをよく考えながら今後も検討してまいりたい、このように考えております。

以上です。

(大西一史広域連合長 着席)

_____ ○ _____

○荒木俊彦 議員

議長。

_____ ○ _____

○満永寿博 議長

荒木俊彦議員。

_____ ○ _____

(荒木俊彦議員 登壇)

○荒木俊彦 議員

低所得者の人達への配慮が大切であるということは、連合長の方から御答弁をいただきましたので、引き続き検討をお願いしたいと。

そこで、最後に事務局の方にお尋ねをしますが、今回の軽減拡大がございしますが、確か介護保険法では保険料を免除することはできないというふうになってたと思いますけど、当県の広

域連合独自で、現在、例えば9割、8.5割、5割、2割っていうように4種類の軽減策がございますが、例えば8.5割の下に7割の軽減を作るとか、そういうことは法的に可能なのか、最後にお尋ねをいたします。

(荒木俊彦議員 着席)

○吉永和博 事務局長

議長。

○満永寿博 議長

吉永事務局長。

(吉永和博事務局長 登壇)

○吉永和博 事務局長

今の新たな制度への取り組みという内容かと思います。

法的にということでございましたが、同様のそういった制度を新たに作るということになりますと、熊本県独自の施策として展開することになります。軽減相当分の補填について保険料に依存することとなりまして、そのことは保険料の上昇につながるものかと思っております。ということは、被保険者の理解を得ることは困難だと思っております。

○荒木俊彦 議員

(議員席上から) できるかできないか。法的にできるということか。

○吉永和博 事務局長

法律上というお尋ねでございます。制度ができるかどうかということでもございましたね。

これについては、再度、国の方にも確認したいと思いますが、制度を作れないといった項目は、確かになかったんじゃないかとは思いますが。

(吉永和博事務局長 着席)

○満永寿博 議長

以上で通告による質疑は終了いたしました。

討論の通告はございませんので、これより議第17号について採決をいたします。この採決は起立によって行います。

議第17号について原案どおり承認することに賛成の議員の御起立を願います。

(起立者多数)

○満永寿博 議長

起立多数。よって、議第17号は原案どおり承認することに決定いたしました。

以上で本臨時会の付議されました案件は全て終了いたしました。

本臨時会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○満永寿博 議長

御異議なしと認めます。よって、本臨時会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

これで、本日予定しておりました全ての議事が終了いたしました。

これにて閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時13分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 満 永 寿 博

熊本県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 西 村 久 徳

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 橋 本 幸 一

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 河 野 一 郎



